

秋田市地球温暖化防止活動推進員の公募について

1 推進員公募の趣旨

地球温暖化の進行は、現在の私たちの生活ばかりでなく、将来の世代にも深刻な影響を及ぼすおそれのある重要な問題となっています。

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を減らすためには、産業部門や運輸部門ばかりでなく、家庭や地域においても市民一人ひとりがライフスタイルを見直すなど、身近な省エネ・省資源に取り組むことが必要です。

このため、本市では、地域において地球温暖化防止の普及啓発を行い、市民、事業者、行政の三者とともに取組を推進する秋田市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」といいます。）を募集します。

2 推進員とは

推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条の規定に基づき、地球温暖化対策の推進を図る活動等に熱意と識見をもって取り組める方を市長が委嘱し、地域における地球温暖化対策に関してボランティアとして活動していただく方です。

3 推進員の活動・役割等

- (1) 自らが日常生活において、地球温暖化対策を実践すること。
- (2) 地球温暖化の現状および地球温暖化対策の重要性について、市民や事業者等の理解を深めるための普及啓発活動を行うこと。
- (3) 温室効果ガスの排出抑制に関し、市民への指導・助言をすること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う市民に対し、情報提供その他の協力をすること。
- (5) 温室効果ガスの排出抑制等のために、国、秋田県および市ならびに秋田市地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に協力すること。
- (6) 次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 年1回、所定の様式により活動の報告をすること。
 - イ 推進員の立場を利用して、政治活動、宗教活動その他の推進員としてふさわしくない活動をしないこと。
 - ウ 推進員の活動において知り得た秘密を漏らさないこと。委嘱が解かれた後も同様です。

4 任期

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

5 応募要件

応募には、次の(1)から(3)までの要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 年齢が満20歳以上であること。
- (2) 市内において秋田市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱第2条に規定する活動（上記3に記載する活動等）を行うことができること。
- (3) 上記要綱第13条に規定する推進員名簿の公表等に同意すること。

6 応募方法

(1) 提出書類

秋田市地球温暖化防止活動推進員応募申込書

(2) 提出の期限と方法

令和2年1月24日（金）まで（必着）に郵送するか、環境部環境総務課に持参してください。

(3) 提出先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部環境総務課 地球温暖化対策担当兼環境企画担当

7 募集人員および選考基準

(1) 募集人員 おおむね20人

(2) 選考基準 秋田市地球温暖化防止活動推進員候補者選考委員会運営要領（別紙）に基づきます。

8 推進員の決定

選考結果については、応募者全員へ通知いたします。

9 その他

推進員に委嘱された方については、推進員の名簿（氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス）を作成し、秋田県および秋田市地球温暖化防止活動推進センターに提供します。また、推進員の氏名、性別、主な活動分野その他必要な事項を記載した推進員名簿を広く一般に公開します（提供を望まない情報がある場合は、委嘱の際にお知らせください。公開前に推進員の方に、公開内容を確認します。）。

お問合せ先 秋田市環境部環境総務課
地球温暖化対策担当兼環境企画担当
電 話 018-888-5704
E-mail ro-evmn@city.akita.lg.jp